

I 平成14年度教育計画

1 教育の目標

福生市教育委員会は、子どもたちが、徳・知・体の調和した人間性豊かな人間として成長することを願い、人権尊重の精神を基調として、思いやりと規範意識のある人間、個性と創造力豊かな人間、社会・地域の一員として貢献しようとする人間、国際社会の信頼と尊敬を得る人間を育成する教育を推進する。

また、生涯学習を振興し、市民のだれもがあらゆる場で学び続けることのできる社会の実現を図る。

教育は、家庭・地域・学校の三者が互いに手を携えて責任を果たしてこそ、その成果があるものとの認識に立って、すべての市民が参加する教育を目指す。

2 基本方針

福生市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、次の「基本方針」にもとづき、創意ある教育施策を総合的に推進する。

基本方針1 「人権尊重の精神」「社会貢献の精神」の育成

福生市に生活するすべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を一層はぐくむために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、日本国憲法、教育基本法 of 精神に基づき、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や「東京都人権施策推進指針」等を踏まえた人権教育を推進する。

特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、差別意識の解消を図る人権教育を学校教育、社会教育等を通じて推進する。

また、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を行う。

- (2) 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、家庭や地域と連携して、多様な生活体験、ボランティア活動などの社会体験、文化・スポーツ活動など体験的な活動を中心とした教育を推進する。
- (3) 家庭や地域と連携して、子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう道徳教育の充実・推進を図るとともに、健康・安全についての理解を徹底させ、自ら進んで健康の増進や体力の向上を図る能力と態度を育てる教育活動を推進する。

- (4) いじめ、不登校など、子どもたちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校及び教育相談室の相談機能の整備・充実を図る。

また、学校にあっては、全教職員の共通認識に立った指導体制を確立し、保護者の願い等を十分に把握しつつ子どもたちの心の内面に迫る指導・援助を推進する。

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際化、情報化など社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成するために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

- (1) 国際社会の中で活躍し、わが国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす教育を推進する。
- 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学等の校種間のつながりや学校間の連携を図りつつ、子どもが自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、指導内容・方法等の工夫・改善を進める。
- (2) 体験的な活動を重視するなど、教育内容・方法及び評価の改善を図り、子どもたちに基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、子どもたちの特性に対応するため、学習習熟の程度に応じた学習集団の編成や教科の選択幅の拡大を進めるなど、一人ひとりの個性・能力を生かし、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる、個に応じた教育を推進する。
- (3) 子どもたちに自己理解を深めながら将来にわたる生き方を考えさせ、職場体験、就業体験等により、適切な勤労観・職業観をはぐくむとともに、こどもたちの進路希望に応じた教育を充実する。
- (4) 学習に遅れがちな子どもや心身に障害のある子どもに対しては、一人ひとりの実態を適切に把握し、個性や能力が十分伸長されるよう、個別の指導計画に基づいた指導を徹底するとともに、学習指導の支援を充実する。
- (5) 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土福生に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深める教育を推進する。

基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

活力ある社会の実現と個々人の豊かな生活の実現を目指して、一人ひとりの社会貢献を促すとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツ、レクリエーションに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

- (1) 市民の身近な生活課題から専門的な課題まで、多様な学習要求に応えるため、また完全学校週5日制の実施なども踏まえた生涯学習の振興を図る。

- (2) 家庭や地域社会の教育力の向上を図るため、地域に根ざした社会教育活動を展開するとともに、密接な生涯学習関連機関との連携、市民の学習や交流の場の提供、活動に対する的確な情報提供を行い、また公民館や図書館等社会教育施設の整備により、生涯学習を支援する。
- (3) 市民が芸術・伝統文化などに親しみ、文化活動などに参加できる機会を提供するとともに、市の文化施設の維持・管理及び充実・活用を図る。
- (4) 市の文化遺産や歴史的環境・資料の保存・活用を図るとともに、郷土理解の推進のため、市史の普及を図る。
- (5) 市民の健康づくりを進めるため、市の体育施設やスポーツ教室等の一層の充実を図るとともに、活動組織づくりや指導者養成等の支援に努める。
また、市民が生涯を通じてスポーツ、レクリエーション活動に親しみ、生き生きとした市民生活を送ることができるよう、各種事業の充実に努めるとともに、多摩川などの豊かな自然を生かした活動の機会や場を提供する。

基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開するために、東京都教育委員会や他区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進める。

- (1) 学校の教育活動等を積極的に公開したり、学校評議員制度等を活用するなどして、保護者や地域住民の教育への参画を求め、地域住民・保護者が安心して子どもを通学させることのできる、開かれた学校づくりを一層推進する。
- (2) 学校教育の改善や特色ある教育活動に対する各学校の取組を進めるため、学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの強化を図る。
- (3) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員のライフステージとニーズに応じた、一層効果的な研修を実施する。
- (4) 学校外の指導力を活用するなどして、学校の運営方法の一層の改善を図る。
- (5) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や市の施設の一層の効率的な活用を図る。

3 社会教育の体系と主要施策





